

iDeCoに関するご案内

S B I ベネフィット・システムズ株式会社

企業型確定拠出年金（以下、企業型DC）の加入者であって、現在個人型確定拠出年金（以下、iDeCo）をご利用中の方、または新規加入を検討している方は本書類をご一読ください。

iDeCoの加入要件の緩和について

2022年10月施行の確定拠出年金法改正に伴い、企業型DCの加入者のiDeCo加入要件が緩和されます。
2022年10月からは、企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金との合算管理の仕組みを構築することで、企業型DCの加入者は規約の定めや事業主掛金の上限の引き下げがなくても、iDeCoに原則加入できるようになります。
ただし、企業型DC、iDeCoそれぞれに掛金の拠出限度額が定められており、また、その他ご留意事項があります。

■ 企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金の拠出限度額

	企業型DCのみに加入する場合	企業型DCとDB等の他制度に加入する場合
企業型DCの事業主掛金額	月額5.5万円	月額2.75万円
iDeCoの掛金額	月額5.5万円－各月の企業型DCの事業主掛金額 (ただし、月額2万円を上限)	月額2.75万円－各月の企業型DCの事業主掛金額 (ただし、月額1.2万円を上限)

※DB等の他制度とは、確定給付企業年金（DB）、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、私立学校教職員共済をいいます。

加入者サイトの「加入者情報」>「DC制度情報」に「iDeCo拠出可能見込額」が表示されますので参考にしてください。

■ その他ご留意事項

iDeCoの掛金を毎月拠出しない（年単位拠出をする）場合は、iDeCoには加入できません。

企業型DCのマッチング拠出（加入者掛金の拠出※）を利用している場合は、iDeCoには加入できません。

※マッチング拠出を利用するには企業型DCの規約に定めが必要です。詳細は企業管理者にお問い合わせください。

以下、それぞれのご状況ごとの手続き内容をご確認ください。

下記のA・Bのお問い合わせ先は以下の通りです。

＜問い合わせ先＞

A: 加入（検討）中のiDeCo運営管理機関（受付金融機関）

B: 企業管理者

▶ iDeCoで掛金を拠出中であって、企業型DCに新規加入した方

- ・企業型DCの掛金額によっては、iDeCoの掛金額の減額や停止が必要です⇒A
 - ・iDeCoで年単位拠出をしている場合は、iDeCoで毎月拠出への変更手続きが必要です⇒A
 - ・企業型DCでマッチング拠出を利用する場合はiDeCoで資格喪失手続きが必要です⇒A
- ※資格喪失後、iDeCoで運用指図者として掛金を拠出せず、運用のみを行うことは可能です。

▶ 企業型DCに加入中であって、iDeCoへの新規加入を検討中の方

- ・iDeCoの掛金は毎月拠出を選択し加入を申し込ください⇒A
 - ・企業型DCでマッチング拠出を利用している場合は、マッチング拠出を停止してください⇒B
- ※iDeCoで拠出可能な金額が5,000円以上であることをご確認ください。（5,000円未満の場合はiDeCoには加入できません。）

▶ 企業型DCとiDeCoで掛金を拠出中の方

- ・企業型DCの掛金額が増額となる場合やご自身で変更される場合、マッチング拠出を利用開始する場合は、変更後の金額をもとにiDeCo拠出可能見込額を計算の上、iDeCoで掛金額の減額や停止が必要です⇒A
- ※掛金額の増額やマッチング拠出の開始については企業管理者へお問い合わせください。（B）

（裏面に続く）

iDeCoの資産の企業型DCへの移換について

ご希望の場合は、iDeCoのご資産を企業型DCへ移換することが可能です。（iDeCoからの資産移換は必須ではありません。）

以下の①②いずれかのお手続きを行ってください。※現在iDeCoの運用指図者の場合、②の移換方法は選択できません。

①iDeCoの資産を企業型へ移換し、iDeCoの口座は閉鎖したい

→『個人別管理資産移換依頼書』をご提出ください。

現在iDeCoの加入者の場合、移換手続きを進めるにはiDeCoの加入者資格喪失手続きが必要です。

加入しているiDeCo運営管理機関（受付金融機関）を通じて資料請求のうえ、お手続きください。

※現在iDeCoの運用指図者の場合、iDeCoのお手続きは不要です。

②iDeCoの資産を企業型へ移換し、iDeCoで掛金拠出を継続したい（iDeCoの加入者の方限定）

→『個人別管理資産移換依頼書_iDeCoに加入しながら移換』をご提出ください。

※移換時にiDeCoにある資産が移換され、移換後にiDeCoで拠出される掛金は移換されません。

帳票（移換依頼書）は企業管理者からお取り寄せください。

移換依頼書は二種類あり、①、②で提出が必要な移換依頼書が異なりますのでご注意ください。

◎企業型DCまたは他制度（確定給付企業年金等）からの移換については

「iDeCoまたは前職企業型DC等の年金資産がある方へのご案内」をご覧ください。

発行日： 2022年9月11日